

千葉県理容師法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月12日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第53号

千葉県理容師法施行細則等の一部を改正する規則

(千葉県理容師法施行細則の一部改正)

第1条 千葉県理容師法施行細則（昭和63年千葉県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

施行規則第20条の2第1項に規定する届出書は、理容所開設者承継届（譲渡）（様式第4号の3）によるものとする。

第5条中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

様式第1号（表）中「*」を削り、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

管理 理 師	住 所			
	氏 名		厚生労働省令 に規定する 疾病の有無	確認
容 師	理容師免許証 又は免許証明書	都・道 (厚・ ____ 府・県) 第 _____ 号	無 ・ 有 ()	
従 業 者	氏 名	理容師免許証又は免許証明書	厚生労働省令 に規定する 疾病の有無	確認
		都・道 (厚・ ____ 府・県) 第 _____ 号	無 ・ 有 ()	
		都・道 (厚・ ____ 府・県) 第 _____ 号	無 ・ 有 ()	
		都・道 (厚・ ____ 府・県) 第 _____ 号	無 ・ 有 ()	
		都・道 (厚・ ____ 府・県) 第 _____ 号	無 ・ 有 ()	
		都・道 (厚・ ____ 府・県) 第 _____ 号	無 ・ 有 ()	

添付書類

- 1 理容所の平面図（構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面）及び案内図
- 2 理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理理容師を設置する理容所にあつては、管理理容師資格認定講習会の修了証書の写し
- 4 開設者が外国人である場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 5 開設者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。

- 1 理容師免許証又は免許証明書
- 2 管理理容師を設置する理容所の場合は、管理理容師資格認定講習会の修了証書

様式第2号（裏）を次のように改める。

(裏)

添付書類

- 1 理容所の構造設備を変更した場合は、変更前後の状況を示す概要書及び図面
- 2 理容師を新たに雇い入れた場合又は理容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に変更があった場合は、その者に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理理容師を変更した場合は、変更後の管理理容師に係る管理理容師資格認定講習会の修了証書の写し
- 4 法人の主たる事務所の所在地、名称（商号）又は代表者を変更した場合は、変更の履歴が記載された法人の登記事項証明書
- 5 理容所検査確認証の記載事項を変更した場合は、当該理容所検査確認証

○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。

- 1 理容師を新たに雇い入れた場合は、その者の理容師免許証又は免許証明書
- 2 管理理容師を変更した場合は、変更後の管理理容師に係る管理理容師資格認定講習会の修了証書

様式第4号の2の次に次の1様式を加える。

様式第4号の3

理容所開設者承継届（譲渡）

年 月 日

（あて先）千葉市保健所長

譲受者住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
譲受者氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	（※）
（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

理容所	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区 (電話)		
確認番号	第 号	確認年月日	年 月 日	
譲渡者	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
	氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）			
譲渡年月日	年 月 日			

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 譲受者が外国人である場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 3 譲受者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- 4 現に交付を受けている理容所検査確認証

受 付 印

(千葉県美容師法施行細則の一部改正)

第2条 千葉県美容師法施行細則(昭和63年千葉県規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

施行規則第20条の2第1項に規定する届出書は、美容所開設者承継届(譲渡)(様式第4号の3)によるものとする。

第5条中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

様式第1号(表)中「*」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

管 理 美 容 師	住 所		
	氏 名		厚生労働省令に規定する疾病の有無
	美容師免許証 又は免許証明書	(厚・____都・道 府・県) 第_____号	無 ・ 有()
従 業 者	氏 名	美容師免許証又は免許証明書	厚生労働省令に規定する疾病の有無
		(厚・____都・道 府・県) 第_____号	無 ・ 有()
		(厚・____都・道 府・県) 第_____号	無 ・ 有()
		(厚・____都・道 府・県) 第_____号	無 ・ 有()
		(厚・____都・道 府・県) 第_____号	無 ・ 有()
		(厚・____都・道 府・県) 第_____号	無 ・ 有()

添付書類

- 1 美容所の平面図（構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面）及び案内図
- 2 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無に関する医師の診断書
- 3 管理美容師を設置する美容所にあつては、管理美容師資格認定講習会の修了証書の写し
- 4 開設者が外国人である場合にあつては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 5 開設者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。

- 1 美容師免許証又は免許証明書
- 2 管理美容師を設置する美容所の場合は、管理美容師資格認定講習会の修了証書

様式第2号（裏）を次のように改める。

(裏)

添付書類

- 1 美容所の構造設備を変更した場合は、変更前後の状況を示す概要書及び図面
- 2 美容師を新たに雇い入れた場合又は美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に変更があった場合は、その者に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 3 管理美容師を変更した場合は、変更後の管理美容師に係る管理美容師資格認定講習会の修了証書の写し
- 4 法人の主たる事務所の所在地、名称（商号）又は代表者を変更した場合は、変更の履歴が記載された法人の登記事項証明書
- 5 美容所検査確認証の記載事項を変更した場合は、当該美容所検査確認証

○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。

- 1 美容師を新たに雇い入れた場合は、その者の美容師免許証又は免許証明書
- 2 管理美容師を変更した場合は、変更後の管理美容師に係る管理美容師資格認定講習会の修了証書

様式第4号の2の次に次の1様式を加える。

様式第4号の3

美容所開設者承継届（譲渡）

年 月 日

（あて先）千葉市保健所長

譲受者住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
譲受者氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	（※）
（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
生 年 月 日	年 月 日
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

美容所	名 称	フリガナ		
	所 在 地	千葉市 区 (電話)		
確 認 番 号	第 号	確 認 年 月 日	年 月 日	
譲 渡 者	住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）			
	氏 名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）			
譲 渡 年 月 日	年 月 日			

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 譲受者が外国人である場合にあつては、住民票の写し
（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 3 譲受者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
- 4 現に交付を受けている美容所検査確認証

受 付 印

--

(千葉県クリーニング業法施行細則の一部改正)

第3条 千葉県クリーニング業法施行細則(昭和63年千葉県規則第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第2条の4第1項」を「第2条の5第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第2条の3第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「第2条の2第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

施行規則第2条の2第1項に規定する届出書は、クリーニング業営業者承継届(譲渡)(様式第4号の3)によるものとする。

第5条中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

様式第1号(表)中「*」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

管理人	本籍			
	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
クリーニング師	本籍			
	住所			
	氏名		生年月日	年 月 日
	登録番号	_____都・道・府・県第 _____号		確認
	登録年月日	_____年 月 日		
従事者数		_____人		

添付書類

- 1 クリーニング所の平面図(構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面)及び案内図
- 2 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) クリーニング師の氏名
- 3 営業者が法人である場合にあつては、登記事項証明書

○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。

従事者中にクリーニング師のある場合は、その者のクリーニング師免許証

様式第1号の2(表)中「*」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

ク リ ー ニ ン グ 師	本 籍			
	住 所			
	氏 名		生年月日	年 月 日
	登 録 番 号	_____都・道・府・県第 _____号		確認
	登 録 年 月 日	_____年 _____月 _____日		
従 事 者 数		_____人		

添付書類

- 1 業務用車両の平面図（構造設備等の配置を記入し、寸法の入った図面）
- 2 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) クリーニング師の氏名
- 3 営業者が法人である場合にあっては、登記事項証明書

○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。

従事者中にクリーニング師のある場合は、その者のクリーニング師免許証

様式第2号（裏）を次のように改める。

(裏)

添付書類

- 1 クリーニング所の構造設備を変更した場合は、変更前後の状況を示す概要書及び図面
- 2 法人の主たる事務所の所在地、名称（商号）又は代表者を変更した場合は、変更の履歴が記載された法人の登記事項証明書
- 3 クリーニング所検査確認証の記載事項を変更した場合は、当該クリーニング所検査確認証

○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。

クリーニング師を新たに雇い入れた場合は、その者のクリーニング師免許証

様式第2号の2（裏）を次のように改める。

（裏）

添付書類

- 1 業務用車両の構造を変更した場合は、変更前後の状況を示す概要書及び図面
- 2 法人の主たる事務所の所在地、名称（商号）又は代表者を変更した場合は、変更の履歴が記載された法人の登記事項証明書

○以下の書類は、届出の際に原本を提示してください。

クリーニング師を新たに雇い入れた場合は、その者のクリーニング師免許証

様式第4号の2の次に次の1様式を加える。

様式第4号の3

(表)

クリーニング業営業者承継届 (譲渡)

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

譲受者本籍	
譲受者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
譲受者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
生年月日	年 月 日
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称	フリガナ
クリーニング所の所在地	千葉市 区 (電話)
無店舗取次店	業務用車両の保管場所
	自動車登録番号 又は車両番号
確認番号	第 号 確認年月日 年 月 日
譲渡者	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
譲渡年月日	年 月 日

受付印

(裏)

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 譲受者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- 3 譲受者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
 - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
 - (3) 従事者数
 - (4) クリーニング師の氏名
- 4 クリーニング所においては、現に交付を受けているクリーニング所検査確認証

(千葉県旅館業法施行細則の一部改正)

第4条 千葉県旅館業法施行細則（昭和63年千葉県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条の前の見出しを削り、第3条の次に次の見出し及び1条を加える。

(営業者の地位の承継承認申請書)

第3条の2 施行規則第1条の3第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（譲渡）（様式第3号の2）によるものとする。

2 市長は、法第3条の2第1項の規定による承認をしたときは、旅館業営業承継承認書（譲渡）（様式第3号の3）を申請者に交付するものとする。

3 法第3条の2第2項において準用する法第3条第5項に規定する書面は、旅館業営業承継不承認書（譲渡）（様式第3号の4）によるものとする。

第4条第2項を削り、同条第3項中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第3条の2第2項」を「第3条の3第2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「第3条の2第1項」を「第3

条の3第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第3条の2第2項」を「第3条の3第2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第3条の3第3項」を「第3条の4第3項」に改め、同項を同条第3項とする。

第8条を次のように改める。

(許可証の書換え交付)

第8条 法第3条の2第1項、第3条の3第1項及び第3条の4第1項の承認を受けた営業者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 許可証

(2) 法第3条の3第1項の承認を受けた営業者の場合は、合併後に存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により旅館業の営業者の地位を承継した法人の登記事項証明書

2 市長は、前条後段及び前項の規定により許可証の提出を受けたときは、当該許可証を書き換えて交付するものとする。

様式第1号(表)中「*」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

<p>申請者が旅館業法第3条第2項各号（以下のとおり）に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（(8)において「暴力団員等」という。）</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有（内容）</p>
---	----------------

添付書類

- 1 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの）
- 2 構造設備を明らかにする平面図
- 3 配置図及び立面図
- 4 申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 5 その他市長が必要と認める書類及び図面

様式第3号の次に次の3様式を加える。

様式第3号の2

(表)

旅館業営業承継承認申請書 (譲渡)

年 月 日

(あて先) 千葉市保健所長

譲渡人	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
	連絡先電話番号	
	連絡先メールアドレス	@
譲受人	住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
	氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
	生年月日	年 月 日
	連絡先電話番号	
	連絡先メールアドレス	@
(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。		

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

営業施設	名称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区 (電話)		
許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
譲渡予定年月日	年 月 日			

手数料領収印 円	受付印

(裏)

<p>譲受人が旅館業法第3条第2項各号（以下のとおり）に該当することの有無及びその内容</p> <p>(1) 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは同法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(4) 旅館業法第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（(8)において「暴力団員等」という。）</p> <p>(6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの</p> <p>(7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p>	<p>無・有（内容）</p>
---	----------------

添付書類

- 1 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の位置及び名称を記入したもの）
- 2 旅館業の譲渡を証する書類
- 3 譲受人が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第3号の3

千葉市指令 第 号

旅館業営業承継承認書（譲渡）

譲渡人：住所
氏名 様
譲受人：住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の2第1項の規定により次のとおり承認する。

年 月 日

千葉市保健所長 印

記

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地 千葉市 区
- 3 承認番号 第 号
- 4 承認の条件

この承認の効力は、譲渡日をもって生じる。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号の4

千葉市指令 第 号

旅館業営業承継不承認書（譲渡）

譲渡人：住所
氏名 様

譲受人：住所
氏名 様

年 月 日付けで申請のあった旅館業の営業者の地位の承継については、旅館業法第3条の2第2項において準用する同法第3条第2項（第3項）の規定により承認しない。

年 月 日

千葉市保健所長 印

記

不承認の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号(表)中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同様式(裏)中「法第3条第3項各号」を「旅館業法第3条第3項各号」に改め、「4 現に交付を受けている旅館業営業許可証」を削る。

様式第5号中「営業の」を「営業者の地位の」に、「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

様式第6号中「営業の」を「営業者の地位の」に、「第3条の2第2項」を「第3条の3第2項において準用する同法第3条第2項(第3項)」に改める。

様式第7号(表)中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同様式(裏)中「法第3条第3項各号」を「旅館業法第3条第3項各号」に改め、「4 現に交付を受けている旅館業営業許可証」を削る。

様式第8号中「営業の」を「営業者の地位の」に、「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

様式第9号中「営業の」を「営業者の地位の」に、「第3条の2第2項」を「第3条の3第2項において準用する同法第3条第2項(第3項)」に改める。

様式第10号(表)中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同様式(裏)中「法第3条第3項各号」を「旅館業法第3条第3項各号」に改め、「4 現に交付を受けている旅館業営業許可証」を削る。

様式第11号中「営業の」を「営業者の地位の」に、「第3条の3第3項」を「第3条の4第1項」に改める。

様式第12号中「営業の」を「営業者の地位の」に、「第3条の3第3項」を「第3条の4第3項において準用する同法第3条第2項(第3項)」に改める。

(千葉県公衆浴場法施行細則の一部改正)

第5条 千葉県公衆浴場法施行細則(昭和63年千葉県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「第3項」を「第4項」に、「届出書」を「届書」

に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前2項」を「第1項（届出をしようとする者が法人である場合に限る。）、第3項及び前項」に、「施行規則第3条第2項」を「それぞれ施行規則第1条の2第2項、第3条第2項又は第3条の2第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

施行規則第1条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届（譲渡）（様式第3号の2）によるものとする。

第6条中「第4条第5項」を「第4条第6項」に改める。

様式第1号（表）中「*」を削り、同様式（裏）を次のように改める。

(裏)

添付書類

- 1 公衆浴場の平面図及びその諸施設の配置図
- 2 一般公衆浴場の場合にあっては、公衆浴場の周囲300メートル以内の付近見取図
- 3 申請者が法人の場合にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類及び図面

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2

公衆浴場営業承継届（譲渡）

年 月 日

（あて先）千葉市保健所長

譲受者住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
譲受者氏名 （法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）	（※）
（※）記名押印又は本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
生 年 月 日	年 月 日
連絡先電話番号 連絡先メールアドレス	@

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

公衆浴場	名 称	フリガナ		
	所 在 地	千葉市 区 (電話)		
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日	
譲 渡 者	住 所 （法人の場合は、主たる事務所の所在地）			
	氏 名 （法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）			
譲 渡 年 月 日	年 月 日			

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 譲受者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 現に交付を受けている公衆浴場営業許可証

受 付 印

--

(千葉県興行場法施行細則の一部改正)

第6条 千葉県興行場法施行細則(昭和63年千葉県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削り、同条第2項ただし書を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第3条第3項中「営業者」を「興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)」に改める。

第4条中第5項を第7項とし、第1項から第4項までを2項ずつ繰り下げ、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

法第2条の2第2項の規定による営業者の地位の譲渡による承継の届出は、次に掲げる事項を記載した興行場営業承継届(譲渡)(様式第3号の2)を提出して行うものとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 興行場営業を譲渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (3) 譲渡の年月日
- (4) 興行場の名称及び所在地

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- (2) 届出者が法人の場合にあっては、登記事項証明書
- (3) 許可証

第6条中「及び第5項」を「、第4項及び第7項」に改める。

様式第1号(表)中「*」を削り、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

添付書類

- 1 興行場の平面図及び配置図
- 2 興行場の周囲200メートル以内の排水等の状況を示す見取図
- 3 申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書
- 4 その他市長が必要と認める書類及び図面

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2

興行場営業承継届（譲渡）

年 月 日

（あて先） 千葉市保健所長

譲受者住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	
譲受者氏名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)	(※)
(※) 記名押印又は本人（代表者）が署名してください。 ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。	
連絡先電話番号	
連絡先メールアドレス	@

営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

興行場	名 称	フリガナ		
	所在地	千葉市 区 (電話)		
許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日	
譲 渡 者	住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)			
	氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)			
譲 渡 年 月 日	年 月 日			

添付書類

- 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 譲受者が法人の場合にあつては、登記事項証明書
- 3 現に交付を受けている興行場営業許可証

受 付 印

(千葉県温泉法施行細則の一部改正)

第7条 千葉県温泉法施行細則(昭和63年千葉県規則第33号)の一部を次のように改正する。

様式第17号(表)中「第18条第3項」を「第18条第4項」に改める。

(千葉県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第8条 千葉県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年千葉県規則第31号)の一部を次のように改正する。

様式第6号を次のように改める。

様式第 6 号

承継届

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所

氏 名

(※)

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 7 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 地位を承継した年月日	
2 食鳥処理場の名称	
3 食鳥処理場の所在地	
4 承継の理由	譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割

添付書類

地位を承継した事実を証する書面

食鳥処理事業許可書

(千葉市食品衛生法施行細則の一部改正)

第 9 条 千葉市食品衛生法施行細則 (平成 4 年千葉市規則第 6 3 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 1 項」に改める。

第 9 条の見出し中「申請書」を「申請書等」に改め、同条第 1 項中

「第67条第1項又は第2項の申請書」を「第67条の申請書及び第70条の2第1項の届出書」に改め、同条第2項中「第3条」を「第2条」に改める。

第11条中「施行規則」の次に「第67条の2第1項、」を、「第70条第1項」の次に「（これらの規定を施行規則第70条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

様式第7号（表面）中「（□）」を「（チェック欄 □）」に改め、同様式（裏面）中「許可番号」を「許可の番号」に改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号

(表面)

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉市長 殿

地位承継届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※ 以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 ）

※ 承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	届出者住所 ※法人にあっては、所在地		
	(ふりがな)		生年月日 年 月 日生
	届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名		被相続人との続柄
譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	(ふりがな)	
	譲渡した者の住所（法人にあってはその所在地）		
	譲渡年月日	年 月 日	
	添付書類	<input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類（・譲渡契約書等の写し等、当事者による譲渡の意思と譲渡の事実が最低限確認できるもの。）	
被相続人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
	相続開始年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）		
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名	(ふりがな)	
	合併により消滅した法人の所在地		
	合併年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）		
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名	(ふりがな)	
	分割前の法人の所在地		
	分割年月日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）		

(裏面)

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において調理する営業の場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	(ふりがな)		
	施設の名称、屋号、商号		
	許可の番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
番号 年 月 日			
備考			

様式第10号及び様式第12号中「(□)」を「(チェック欄□)」に、「許可番号」を「許可の番号」に改める。

様式第13号を次のように改める。

様式第 1 3 号

健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

報告者氏名 (役職)		会社名(部署名)	
所在地			
電話番号 FAX番号		情報受付日	____年__月__日
情報提供者	<input type="checkbox"/> 摂取者本人 <input type="checkbox"/> 摂取者の家族等 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他 (_____)		

該当箇所にチェックまたは空欄に記入してください(複数回答可)。
 「指定成分等を含む食品」の場合、* のついている項目は必須ですので必ず記入し、それ以外の項目においては、可能な範囲で情報を収集してください。
 「それ以外の健康食品」においては、可能な範囲で情報を収集してください。

指定成分等	<input type="radio"/> 含有あり	* 指定成分等名:	
		* 指定成分等の1日摂取目安量 ($\mu\text{g}/\text{mg}/\text{g}$):	
		* 管理成分の1日摂取目安量 ($\mu\text{g}/\text{mg}/\text{g}$):	
	<input type="radio"/> 含有なし		
<input type="radio"/> 不明			

1. 症状

* 症状・主訴	<input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> かゆみ・発疹 <input type="checkbox"/> 腹痛 <input type="checkbox"/> 呼吸困難 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 食欲不振 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 不正性器出血 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 吐気・嘔吐 <input type="checkbox"/> 黄疸 <input type="checkbox"/> 月経不順
	<input type="checkbox"/> 臨床検査値の異常 [具体的な項目: _____]
	<input type="checkbox"/> その他 [具体的な訴え: _____]
* 症状発現日	_____年__月__日(頃) または 摂取 _____日(頃) その他 (_____) <input type="checkbox"/> 不明

2. 該当する製品情報

* 製品名				<input type="checkbox"/> 不明
* 製品形状	<input type="checkbox"/> 錠剤 <input type="checkbox"/> カプセル <input type="checkbox"/> ドリンク <input type="checkbox"/> 粉末 <input type="checkbox"/> その他 ()			
購入日	_____年__月__日 その他() <input type="checkbox"/> 不明	消費/賞味期限	_____年__月__日 その他() <input type="checkbox"/> 不明	
* ロット番号	<input type="checkbox"/> 不明 (理由:)			
* 原材料名・含有量・配合量 (全て記入)	<input type="checkbox"/> 不明			
1日当たり摂取目安量 (mg)	<input type="checkbox"/> 不明			
* 食品の種類	<input type="checkbox"/> 保健機能食品 (<input type="checkbox"/> 特定保健用食品 <input type="checkbox"/> 機能性表示食品 <input type="checkbox"/> 栄養機能食品) <input type="checkbox"/> その他			
(機能性表示食品の場合) 機能性関与成分 (エキス等の場合は指標成分) 及びその含有量	<input type="checkbox"/> 不明			
別添資料	※原材料名・含有量等については、別添資料を添付することで記載省略可			
	○ あり ○ なし			

※製品の特定が的確になるよう別添資料として製品に関する画像を添付することが望ましい。

4. 受診情報

* 医療機関受診	○ あり ○ なし ○ 不明	
* 今回の症状のために受診した医療機関 (複数ある場合はすべて記載)	医療機関名: _____	受診日: _____
	所在地: _____	
その他の医療機関 (かかりつけ病院)	医療機関名: _____	受診日: _____
	所在地: _____	

妊娠の有無	○ あり ○ なし ○ 不明	
--------------	----------------------	--

* 併用している医薬品の詳細	○ あり ○ なし ○ 不明	
-----------------------	----------------------	--

	医薬品名	服用目的
ある場合	①	
	②	
	③	
	④	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
	⑪	
	⑫	
	⑬	
	⑭	
	⑮	

備考欄	
-----	--

5. 行政への届け出

指定成分等を含む場合

* 届け出の要否	<input type="radio"/> 否 → <input type="radio"/> 要	受診した医師による診断:
----------	--	--------------

(保健所使用欄)

		症状	詳細(診断名等)	重篤度	転帰
複数選択可	1	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明 []	<input type="radio"/> 軽微 <input type="radio"/> 軽度 <input type="radio"/> 中等度 <input type="radio"/> 後遺症 <input type="radio"/> 死亡	<input type="radio"/> 自然治癒 <input type="radio"/> 外来治療で治癒 <input type="radio"/> 入院治療で治癒 <input type="radio"/> 未回復 <input type="radio"/> 不明 []
	2	<input type="checkbox"/> 皮膚症状 <input type="checkbox"/> 消化器症状 <input type="checkbox"/> 肝機能障害 <input type="checkbox"/> 腎機能障害 <input type="checkbox"/> 呼吸器障害 <input type="checkbox"/> 循環器障害 <input type="checkbox"/> 神経障害 <input type="checkbox"/> 血液障害 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 不明 []	<input type="radio"/> 軽微 <input type="radio"/> 軽度 <input type="radio"/> 中等度 <input type="radio"/> 後遺症 <input type="radio"/> 死亡	<input type="radio"/> 自然治癒 <input type="radio"/> 外来治療で治癒 <input type="radio"/> 入院治療で治癒 <input type="radio"/> 未回復 <input type="radio"/> 不明 []
都道府県知事等が法第8条第2項に基づき、厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課新開発食品保健対策室へ報告する際に使用する情報提供票の保健所使用欄の重篤度の記載については、次の①から⑤までを参考に記入すること。 ①軽 微: 摂取者が、医療機関を受診していない場合 ②軽 度: 摂取者が、医療機関において外来治療を要した場合 ③中等度: 摂取者が、医療機関において入院治療を受け、治癒した場合 ④後遺症: 摂取者が、医療機関において入院治療を受けた後、完治せず、機能障害が残存した場合 ⑤死 亡: 摂取者が、死亡した場合					
その他特記事項					
[]					

(千葉県保健所長委任規則の一部改正)

第10条 千葉県保健所長委任規則(平成12年千葉県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第8項第3号中「承認」を「営業者の地位の承継」に改め、同項中第10号を第11号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第3条の4の規定による営業者の地位の承継に関すること。

別表第18項第1号を次のように改める。

(1) 法第4条第1項の規定による販売業の登録に関すること。

別表第18項第2号中「、輸入業及び販売業」を「及び輸入業」に改め、同項第4号中「の申請の受理」を削り、同項第5号中「による」の次に「製造業者及び輸入業者が置く」を加え、「(製造業及び輸入業者が置く場合に限る。)」を「並びに販売業者及び業務上取扱者が置く毒物劇物取扱責任者の氏名の届出」に改め、同項第6号中「製造業又は輸入業の登録を受けている者」を「製造業者及び輸入業者」に、「販売業の登録を受けている者」を「販売業者」に、「の受理に」を「に」に改め、同項第7号中「の受理」を削り、同項第10号中「販売業の登録を受けている者」を「販売業者」に改め、同項第30号中「第36条の6第1項」を「第36条の6」に改め、同号を同項第31号とし、同項第29号を同項第30号とし、同項第28号中「第36条の3第1項」を「第36条の3」に、「調整」を「調製」に改め、同号を同項第29号とし、同項第27号中「登録票」の次に「及び特定毒物研究者に係る許可証」を加え、同号を同項第28号とし、同項中第26号を第27号とし、第18号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、同項第17号中「措置の命令」を「業務上取扱者に対する必要な措置命令」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「による」の次に「業務上取扱者に係る」を加え、「の受理」を削り、同号を同項第17号とし、同項第15号中「の受理」を削り、同号を同項第16号とし、同項第14号を同項第15号とし、同項第13号中「第20条第2項」の次に「(法第22条第7項において準用する場合を含む。)」を、「販売業者」の次に「、特定毒物研究者

及び業務上取扱者」を加え、同号を同項第14号とし、同項第12号中「販売業の登録を受けている者に対する」を「販売業者の登録及び特定毒物研究者の許可の取消し又は販売業者及び特定毒物研究者の」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「による」の次に「販売業者及び業務上取扱者に対する」を加え、「（販売業者及び業務上取扱者が置く場合に限る。）」を削り、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 法第19条第2項の規定による販売業者の登録の取消しに関すること。

別表第19項第17号中「譲渡」を「譲受」に改める。

別表第21項中「歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号。以下この項において「政令」という。）並びに」を削り、同項第6号から第12号までを削る。

別表第24項第2号中「届出の受理」を「登録の変更の申請」に改め、同項第3号中「届出の受理」を「廃止、休止若しくは再開の届出又は登録事項の変更の届出」に改め、同項第4号中「の受理」を削り、同項第5号中「第20条の5」を「第20条の5第1項」に改め、同項第7号中「による」の次に「登録の取消し又は」を加え、同項第8号中「第3条」を「第1条」に改め、同項第9号中「第5条第2項」を「第3条第2項」に改め、同項第10号中「第6条第1項」を「第4条第1項」に改め、同項第11号中「第7条第2項」を「第5条第2項」に改め、同項第12号中「第8条第2項」を「第6条第2項」に改め、同項第13号中「第8条第5項」を「第6条第5項」に改め、同項第14号中「第9条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第17号中「第18条第2項」を「第18条第1項」に、「書換え交付申請書の受理」を「登録証明書の書換え交付」に改め、同項第18号中「第19条第2項」を「第19条第1項」に、「再交付申請書の受理」を「登録証明書の再交付」に改め、同項第19号中「返納受理」を「返納」に改め、同項第20号中「取消」を「取消し」に、「返納受理」を「返納」に改める。

別表第35項第2号中「第1条」を「第1条の2」に改め、同項

第3号中「第1条の3第2項」を「第1条の4第2項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年12月13日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。